

学生・保護者の皆様へ

令和5年5月9日
大和大学白鳳短期大学部
学長 中山 智子

5/8以降の生活および出席停止について

平素より、新型コロナウイルス感染症の拡大予防対策にご協力いただき有難うございます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを、2類相当から5類感染症へと移行されました。それに伴い、5月8日からの本学の新型コロナウイルスに対する対応を以下のように変更させていただきます。

ご理解ご協力をお願いいたします。

1. マスクの着用に関して 学生・職員・来校者対象

引き続きのマスクの着用をするかについては、「個人の判断」とさせていただきます。ただし、実習学年の学生（または、実習を1か月後に控えている学生）は、学内・学外でのマスクの着用を厳守してください。

2. 体調確認について

登校前（来校前）の体調の観察については、引き続き継続をお願いいたします。学校感染症が疑われる場合は、速やかに医療機関を受診し医師の診断を受け指示に従ってください。なお、出席停止の感染症以外は普通の欠席となります。

3. 昼食について

昼食中の会話も可能となります。個人のパーテーションの使用も解除となります。ただし、大声での会話は控えてください。なお、実習学年の学生（または、実習を1か月後に控えている学生）は、黙食や孤食を厳守してください。

4. 出席停止に関して

新型コロナウイルス感染症は、2類相当から5類感染症へと移行し季節性インフルエンザと同等になります。今後は濃厚接触者の概念はなくなります。出席停止期間については、医師の指示に従ってください。出席停止期間について医師から明確な指示がなかった場合は、「5日間かつ症状が軽快後1日経過する」もしくは症状が無い場合は、「5日間経過する」とします。発症後10日間が過ぎるまでは「マスクの着用」をお願いいたします。なお、実習学生については、実習施設との取り決め事項を厳守してください。